

海上自衛隊小月航空基地

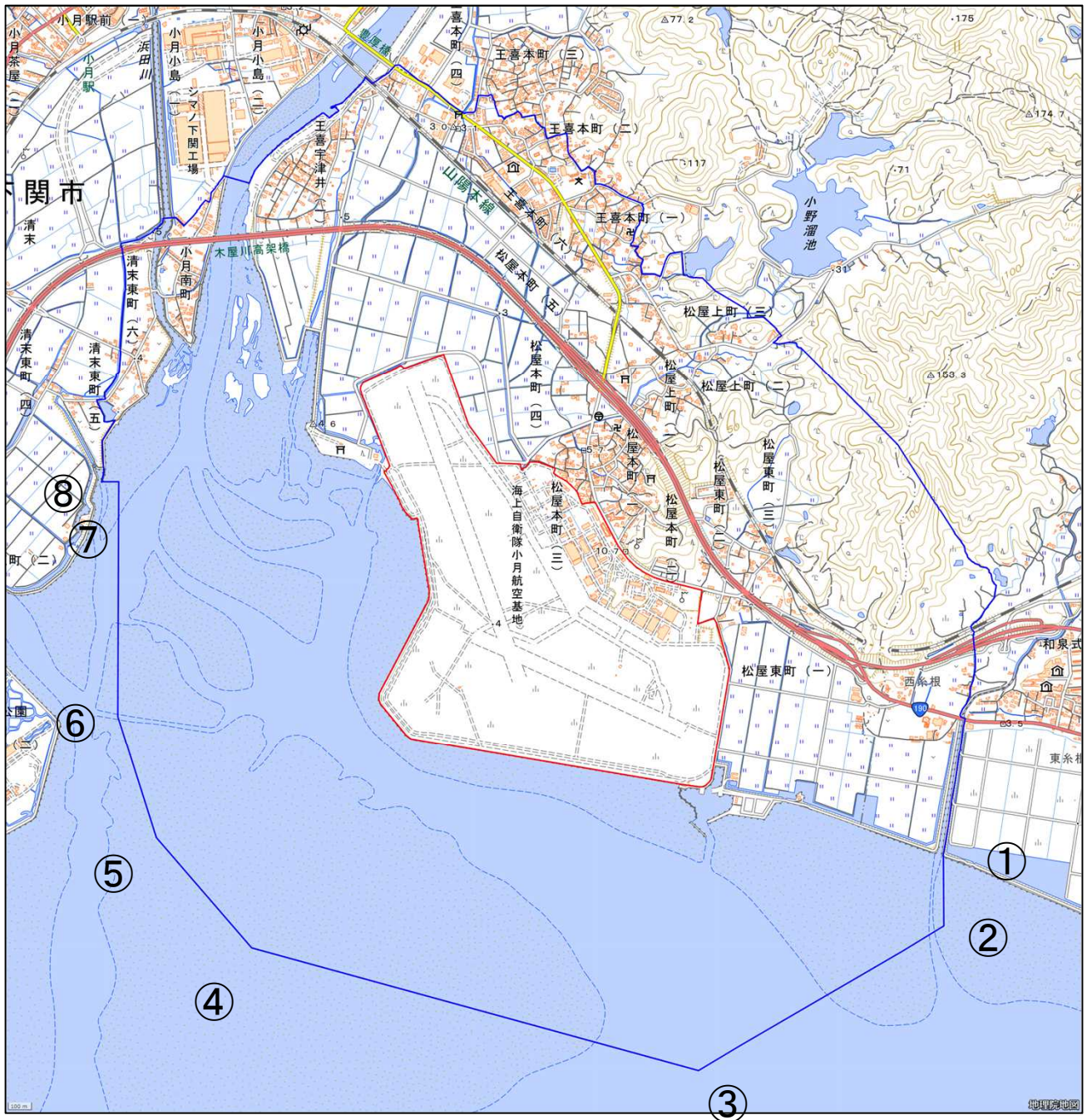
対象防衛関係施設 の所在地	山口県下関市	松屋本町三丁目二番一号
対象防衛関係施設 の区域	山口県下関市	松屋本町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	山口県下関市	王喜宇津井一丁目から三丁目まで、王喜本町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）、小月南町（次の図面に示す部分に限る。）、清末東町五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、工領開作、白崎一丁目から四丁目まで、松屋上町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、松屋東町一丁目から三丁目まで並びに松屋本町一丁目から五丁目まで
	山口県山陽小野田市	大字埴生（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度二分十六秒、東経百三十一度四分十七秒の点 二 北緯三十四度二分七秒、東経百三十一度四分十八秒の点 三 北緯三十四度一分四十七秒、東経百三十一度三分三十八秒の点 四 北緯三十四度二分四秒、東経百三十一度二分二十五秒の点 五 北緯三十四度二分十八秒、東経百三十一度二分十秒の点 六 北緯三十四度二分三十五秒、東経百三十一度二分四秒の点 七 北緯三十四度三分六秒、東経百三十一度二分四秒の点 八 北緯三十四度三分六秒、東経百三十一度二分一秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方		

が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

海上自衛隊小月航空基地周辺地域 (山口県下関市松屋本町3丁目2番1号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

